



国 土 動 第 7 1 号
平成 26 年 10 月 1 日

公益社団法人全国宅地建物取引業協会連合会

国土交通省土地・建設産業局不動産業課長



宅地建物取引業法の一部を改正する法律の施行に伴う
宅地建物取引主任者証の切替交付について

宅地建物取引業法の一部を改正する法律(平成26年法律第81号。以下「改正法」という。)において「宅地建物取引主任者」が「宅地建物取引士」に改称されることとされたことから、今般、本年10月1日に公布された宅地建物取引業法施行規則及び積立式宅地建物販売業法施行規則の一部を改正する省令(平成26年国土交通省令第79号)において、宅地建物取引業法施行規則(昭和32年建設省令第12号。以下「施行規則」という。)第14条の15第1項に再交付の理由として新たに「その他の事由」を規定し、改称されたことを理由として現に有する宅地建物取引主任者証を宅地建物取引士証へ切り替えること(以下「切替交付」という。)を認めることとした。

切替交付については、貴団体におかれても、下記の点について貴団体加盟の宅地建物取引業者に対する周知及び指導を行われたい。

記

1. 切替交付の申請について

宅地建物取引主任者証については、改正法附則第4条において宅地建物取引士証とみなすこととされており、改正法の施行後も、有効期限の範囲内においては有効である。また、一定の期間に大量の切替交付の申請がなされれば、当該事務を実施する都道府県等においては、通常の業務に支障をきたす恐れがある。上記の理由から、不要不急の切替交付申請については控えられたい。なお、都道府県において、切替交付に係る事務負担の平準化を図るため、一定の切替交付の申請ルールを定める場合があり、その際には、関係団体との調整を図る必要がある旨を連絡している。については、都道府県との切替交付の申請ルールに関する調整について、よろしく取り図られたい。

2. 再交付の手数料について

従来より、亡失や破損等を理由とする再交付の申請に係る手数料の徴収については、都道府県の判断により行うことが可能である。切替交付についても、亡失や破損等を理由とする再交付と同様に、各都道府県の判断に基づき条例を定めることで手数料が徴収されることとなる。手数料徴収の有無については、各都道府県の判断によることに留意されたい。